

令和 2 年度

沖縄県健全化判断比率審査意見書

沖縄県資金不足比率審査意見書

令和 3 年 9 月

沖縄県監査委員

令和2年度沖縄県健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年8月2日付け総財第277号をもって審査に付された令和2年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、健全化判断比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、その審査を実施した。

3 審査結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

健全化判断比率

	令和2年度 (%)	令和元年度 (%)	比較増減 (△)	早期健全化 基準 (%)	財政再生 基準 (%)
①実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	7.3	7.9	△0.6	25.0	35.0
④将来負担比率	41.5	42.6	△1.1	400.0	

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示している。

4 審査意見

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率は7.3%で、前年度に比べ0.6ポイント低下しており、早期健全化基準である25%を下回っている。

将来負担比率は41.5%で、前年度に比べ1.1ポイント低下しており、早期健全化基準である400%を下回っている。

以上のとおり、健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準を下回っていることから、引き続き適正な行財政運営に努めていただきたい。

令和2年度沖縄県資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年8月2日付け総財第277号をもって審査に付された令和2年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、その審査を実施した。

3 審査結果

審査に付された次の11公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

資金不足比率

会計名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準 (%)
①沖縄県水道事業会計	—	—	20.0
②沖縄県工業用水道事業会計	—	—	20.0
③沖縄県病院事業会計	—	—	20.0
④沖縄県流域下水道事業会計	—	—	20.0
⑤沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	—	—	20.0
⑥沖縄県中央卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
⑦沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	—	—	20.0
⑧沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計	—	—	20.0
⑨沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑩沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑪沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	—	—	20.0

（注）資金不足額が生じていないため、「—」で表示している。

4 審査意見

審査した上記11公営企業会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。